

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。